

緊急事態宣言下での新型コロナウイルス感染症に関する対応について（訂正）

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、緊急事態宣言下での新型コロナウイルス感染症に関する対応についての文書を昨日配布したところですが、本日、裏面の通り市教育委員会から同様の文書が出されました。

本校は、市教育委員会からの文書を受け、今後は下記のとおり対応することとなりますのでお知らせ致します。

なお、1月28日付けの文書は破棄して下さいますようお願い致します。

(内容は、裏面の市教育委員会からの文書とほぼ同じです。)

記

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置です。

1 対象 地域の感染レベルが3以上の学校

2 期間 本日から緊急事態宣言終了日まで

3 対応方法

(1) 風邪症状等があった場合は学校お休みし、かかりつけ医や医療機関を受診するようお願いいたします。(早退等の場合も同様に受診をお願いいたします。)

(2) 受診後、学校への登校については、医師に確認していただき、その指示に従うようお願いいたします。

① 「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう保健所や医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するようお願いいたします。

(3) どうしても医療機関を受診することが難しい場合について

医療機関の受診ができない場合、登校は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間（3日間）が経過していることが基本となります。

4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証等について

上記証明は全て不要です。保護者等からその旨口頭でご連絡ください。

5 出欠の取り扱いについて

上記期間は「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」となります。

6 風邪症状について、

風邪症状とは基本的に下記のことです。(以下以外でも風邪症状と判断する場合があります。)

発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状 但し、鼻炎など基礎疾患の症状である場合を除く

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和3年1月6日版)より

7 1月28日付け文書からの変更点

「再登校の基準」を医師に確認していただく必要がなくなりました。

8 その他

毎朝の健康観察シートの記入もこれまで通りお願い致します。(保護者の方でお願いします。)